

自然体験など11講座の参加者募集

秋から始める「宮水ジュニア」



興味のあることにチャレンジしよう!

教育委員会は、11月に開講する平成16年度後期「宮水ジュニア」の受講生を募集します。同講座は、地域の皆さんなどを講師に迎え、子どもたちの興味・関心を広げながら、異年齢間の交流を図るものです。

申込は10月15日まで。申込方法は詳しい内容は、10月初旬に学校を通じて対象者に配布する募集パンフレットをご覧ください。

【日程】おおむね11月、来年3月の第2・4土曜の午前
【講座内容】陶芸・茶道・自然体験・押し花・ヨーガ・マジック、お菓子作り、絵画、将棋、囲碁の10種目11講座
【対象】おおむね小学4年生～中学3年生
【受講料】無料(別途材料費等が必要な講座あり)
【定員】15人～20人
【問合せ先】社会教育・文化財グループ(07998・35・3868)

県営住宅の入居者を募集

申込書の配布は9月30日から

県は、県営住宅の入居者を募集します。市内の募集戸数は約50戸です。問合せは兵庫県住宅供給公社阪神事務所(07998・63・4333)へ。

【申込書の配布】9月30日から兵庫県住宅供給公社阪神事務所(両度町3-1103)、西宮市都市整備公社入居管理課(市役所南館1階)、各支所・市民サービスセンターなどで
【申込】所定の申込書を10月4日～15日(消印有効で19日必着)に、申込書記載している担当窓口へ郵送を

来春市立小学校へ入学の幼児対象

就学時健康診断を行います

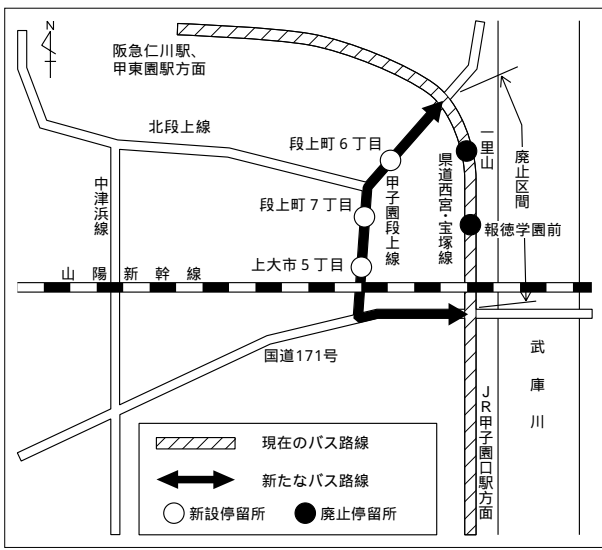
教育委員会は、来年4月に市立小学校へ入学する幼児を対象に、就学時健康診断を実施します。同健康診断は法律に基づいて行うものですが、特別な準備は一切不要です。対象は、平成10年(1998年)4月2日から11年(1999年)4月1日までに

で生まれた幼児です。9月30日現在、市内に住民登録している人や就学申請している外国籍の人には、事前に八ガキで通知します。通知が届かない人は、学事グループ(07998・35・3882)へ連絡してください。なお、10月1日以降に転入した人は、転入届を行う窓口でお渡しする「手続き案内」に従ってください。

阪急バス運行経路変更のお知らせ

3停留所を新設

阪急バスは、平成16年10月16日から、阪急甲東園駅～JR甲子園口駅間を運行するバス路線について、運行経路を一部変更します。地下図参照。変更になるのは、仁川口橋停留所と甲武橋西詰停留所の間です。現在の県道西宮・宝塚線を通る経路に代わり、甲子園段上線を通る経路を運行します。これにより、甲子園段上線に3停留所が新設されます。問合せは阪急バス西宮営業所(07998・65・1571)へ。



【新設停留所名】段上町6丁目、段上町7丁目、上大市5丁目
【廃止停留所名】一里山、報徳学園前

介護保険まめ知識

家族と同居している、介護保険のサービスを利用できないの?
A 一部のサービスを除いて、利用できます。
Q 介護保険は、これまで家族が担ってきた介護を社会全体で支える制度です。ですから、家族と同居している人も、介護保険サービスを利用することができます。
A たとえば、ホームヘルパーが行うサービスには、利用者の身体に直接触れて

駐車場利用者を募集

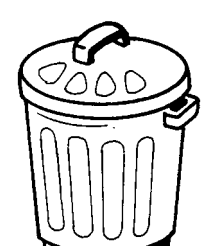
10月から利用できます
西宮市水道サービス協会は、月極ぎの駐車場を募集します。平成16年10月1日から利用できます。申込方法など詳しくは西宮市水道サービス協会(07998・322290)へ問合せを。
【所在地】上大市5丁目25番街区 地下図参照
【収容台数】10台
【使用料】1台あたり1カ月9450円(消費税込)



生ごみ処理機などの購入に補助金を交付

市は、生ごみ処理機や生ごみ堆(たい)肥化容器を購入する(事業所を除く)に、補助金を交付します。交付申請時に購入後1年内の人も申込できます。

生ごみ削減にご協力を
各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布しています。
【補助内容】1世帯1基のみ。重複申込は不可。次



西宮市長選挙・西宮市議員補欠選挙
11月14日は投票日です
「街づくり あなたも私も まず一票」
みんなそろって投票しましょう

10月からの回収申込はパソコン3R推進センターへ

メーカー等不存在パソコン
パソコン3R推進センターは、自作のパソコンや海外から直接個人輸入したパソコンなど、回収を行うメーカーなどが無い、メーカー等不存在パソコンの回収を行います。回収再資源化料金が必要です。なお、メーカー等が明らかかなパソコンの回収・リサイクルを行うについては、お問い合わせください。
問合せは市民相談課(07998・35・3101)へ。

特別合同相談所をご利用ください

10月5日に開設
市や兵庫行政評価事務所などは、10月5日の午後1時から4時まで、「特別合同相談所」を市役所本庁舎2階252会議室に開設します。受付は午後3時まで。弁護士による法律相談は先着24人です。
借地・借家、金銭貸借問題、土地・建物の登記手続き、住宅の新築・補修、隣地境界や建築による近隣とのトラブル、相続などの各種法律問題や、税金、年金などの身近な生活問題について、行政機関や弁護士、司法書士、土地家屋調査士などの専門家が相談に応じます。相談無料。
また、国・県・市の仕事に関する行政相談も行います。
問合せは市民相談課(07998・35・3101)へ。